

## 健康福祉常任委員会委員長報告

去る2月29日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和6年3月1日(金)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 永井 司、斉藤 章、桜井 卓、中村洋子、  
現王園孝昭、金森すみ子
- 4 審査結果

「議案第16号」北本市立児童発達支援センター設置及び管理条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第17号」北本市介護保険条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第1号」良質な学童保育事業の実施と環境整備を求める請願については、挙手多数により一部採択とすべきものと決定しました。

### ◎「議案第16号」について

- (1) 「条例改正によって、児童発達支援センターはどのように変わるのか」と質疑したところ、「児童福祉法の改正に伴って、今回条例を改正しますが、法改正の趣旨としては、医療型の児童発達支援センターに福祉型の機能を持たせるということ、また、児童発達支援センターが中核的役割

を担うということが明確化されました。いずれの点においても現在の児童発達支援センターの取組と大きく変わることはありませんが、今後さらに中核的役割として実施している相談支援事業や巡回事業において、各施設等との連携及び指導の強化を図っていきたいと考えています」との答弁がありました。

(2) 「医療型の児童発達支援センターに福祉型の機能を持たせるということだが、現在の児童発達支援センターに医療型が担っていた機能を持たせる必要はあるのか」と質疑したところ、「国の法改正では、医療型の児童発達支援センターにも福祉型の機能を持たせることが求められていますので、現在の福祉型の児童発達支援センターに医療型の機能を持たせなければならないということではありません」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第17号」について

(1) 「保険料の算定方法について」質疑したところ、「介護保険計画より、今後3年間の介護サービス給付費の見込みは185億9,364万6,119円となります。第1号被保険者が負担する割合は23%と法で定められており、その相当額は42億7,653万8,607円となりますが、国からの調整交付金の相当額と実際額との差額が上乗せされます。また、保険料の軽減分として介護給付費準備金基金を取り崩して2億7,919万9,926円を投入し、国からの保険者機能強化推進交付金等の見込額の4,706万7,000円も負担分から差し引きます。最終的に、第1号被保険者が負担する金額、保険料収納必要額は、46億2,792万4,137円となります。この金額から、予定保険料収納率99%、今後3年間の被保険者6万7,165人として、算出された6万9,600円が保険料基準年額となります」との答弁がありました。

(2) 「サービス給付費は、今後3年間でどのような傾向が見られるのか」

と質疑したところ、「今後3年間はサービス全般が伸びていくという現状はありますが、その中でも通所介護は、9.6%程度、また、特定施設入居者生活介護は、6.3%程度の伸びを見込んでいます」との答弁がありました。

(3) 「令和5年度末の基金残高と取崩額について」質疑したところ、「令和5年度末残高は4億6,525万9,351円を予定しており、そこから約6割である2億7,919万9,926円を取り崩す予定です」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議請第4号」について

本請願審査では、紹介議員及び請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願者の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「学童保育室の指定管理者の選定が公募になった場合、どのようなことを危惧しているのか」と質疑したところ、「公募になれば競争という形になり、指定管理者が替わる可能性が考えられます。その場合には、今まで築き上げてきた事業者や支援員と子どもたちとの信頼関係はなくなり、また1からつくり上げていかなければなりません。これまでのうさぎっ子クラブの運営は、保護者が自主的にそして中心になって、支援員と共に長年かけて、子どもたちのことを第1に考えて築き上げてきたもので、このような運営を異なる事業者が同じような考え方でできるのか、というところがあります。また、うさぎっ子クラブは今では子どもの居場所や子ども食堂などの自主事業も積極的に行う団体になっていますが、公設学童保育室を運営するためにできたNPOですので、指定管理者を受けられなくなれば解散するしかないという状況になります」との答弁がありました。

(2) 「指定管理者を随意指定することの請願を採択することは、特定の事

業者を議会があっせんしているようにも捉えられてしまうと思うが、見解は  
いかがか」と質疑したところ、「特定の営利企業や北本市以外に拠点を置く  
非営利団体の選定を求めるとしたら、問題であるとは考えますが、特定非営  
利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブは、もともと保護者が集まっ  
て北本市学童保育連絡協議会として運営していたところ、透明性の確保及び  
責任の明確化を図るために、市からの要請もあり、NPO法人化したもので  
す。基本的な考え方としては、特定の企業や団体の選定を求めるというもの  
ではなく、これまでどおり利用児童の保護者が運営の主体となるということ  
を求める請願ですので、委員指摘の心配には当たらないものと考えていま  
す」との答弁がありました。

(3) 「北本市公共施設マネジメント実施計画においては、学童保育に限ら  
ず、建替えより補修や修繕、学童保育については空き教室の活用が優先され  
る。学童保育室においても、長期的には学校の統廃合とともに削減を検討し  
ているという中で、改めて建替えを請願事項に入れた理由について」質疑し  
たところ、「あくまで老朽化している施設をもし新しくするのであれば、建  
替えもしくは修繕を考えてもらいたいということです。もし空き教室が活用  
できて、それでこの問題が解消できるのであれば、それで結構です。ただ、  
空き教室を暫定的に使うという形ですと、全ての設備が整っているものでは  
ありません。もし空き教室を活用するということであれば、西第二学童保育  
室のようにブロックで分けして、そこだけで完結できるようになった形で  
整備してもらえるのであれば、空き教室の活用も十分考えられることだと思  
っています」との答弁がありました。

(4) 「公募にすることで今より良いサービスを提供できる事業者が現れる  
可能性もあるのではないかと、また、指定管理者が替わっても今までの運営方  
法や雇用を継続できるのではないかと」質疑したところ、「公募で他の事業

者になることで今より良いサービスが提供できる可能性はゼロではないことも分かりますが、今より悪くなる可能性の方が圧倒的に高いと考えています。また、新たに指定を受けた事業者に、運営方法や支援員を替えないようお願いはできても決めるのは事業者であって、約束はできないと考えています」との答弁がありました。

(5) 「本市の公の施設に係る指定管理者制度導入等にあたっての基本方針に示されている「合理性」をどのように捉えているのか」と質疑したところ、「令和4年12月定例会で、今後の指定管理者の選定に当たっては、一律で公募とするのではなく、当該公の施設の指定管理者が行う事業内容や趣旨、指定管理者が事業を行ってきた経緯、実績等を踏まえ随意指定とすることや、業務委託に切り替えることも検討すること、と全会一致で議決している、こういうことも合理性に含まれていると考えています」との答弁がありました。

質疑を終了し、討論に入る際、委員より一部採択を求める動議が提出されました。

本動議に対して、反対討論が2件、賛成討論が1件ありました。

なお、一部採択の内容については、別紙を御参照いただきたいと思います。

以上報告いたします。

令和6年3月22日

健康福祉常任委員会  
委員長 金 森 すみ子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様